

『春除目抄』にみえる『法性寺関白記』逸文

吉田早苗

一『春除目抄』

『春除目抄』は鎌倉時代初期の公卿九条良経（一一六九—一二〇六）の著作である。良経は九条兼実の次男で、後には摂政太政大臣を務め、和歌・漢詩文・書道などの文芸の面でも知られている。また除目に関しては、大間書の書き方や任命についての实例を集めて分類した『大間成文抄（除目大成抄）』一〇巻を残している。



『春除目抄』の内容は、巻一—三が除目の日取りの決定から初夜、巻四が中夜、巻五・六が入眼（竟夜）の儀式次第を、おおむね執筆の作法を中心に書いている。叙述の特色は、ある次第を書き、その具体的な作法を説明した後に、その先例を挙げていることである。場合によっては「——例」「——事」と具体的な状況を分類した上で、その例となる年月を示し、また「——年——月御記云」という形で記録を引用している。挙げられた先例の総数は約一四〇〇例、秋除目・叙位を含み、一割ほどは『大間成文抄』と共通しており、うち記録の引用は約九〇〇例である。

先例として引用されている記録の年紀は嘉保二年（二〇九五）—治承四年（一一八〇）にわたる。『殿暦』（忠実）・『法性寺関白記』（忠通）・『台記』（頼長）・『玉葉』（兼実）が大部分を占め、他に『堀河左府記（水左記）』（源俊房）・『宗俊記』（藤原宗俊）・『宗忠記（中右記）』（藤原宗忠）が各一例みえる。すなわち著者良経の父祖および家の記録が中心で

あり、引用にあたっては『殿暦』『法性寺関白記』『玉葉』は「御記云」(『殿暦』では「殿暦云」もある)、『台記』は「記云」、他は「——記云」とはつきり区別して書いている。

また、少数の例を除いて年月のみが記され、日付はみえない。これは良経がいつの除目の例かを示すことに主眼をおいていたためと考えられる。このため『殿暦』『台記』『玉葉』の原文と比較すると、例えば初夜の次第を述べた巻に、数は少ないが実際の除目の中夜や入眼の記録が、注記もなしに引かれていたりする。また引用文の文章も次第との対応を明確にするために原文を要約・省略したり、説明を加えたりした取意文となっている。逸文を見る時には注意が必要であろう。

なお『春除目抄』の著者・内容・諸本等の詳細については別稿「『大間成文抄』と『春除目抄』」を参照されたい。⁽²⁾

二 『法性寺関白記』

『法性寺関白記』は藤原忠通(一〇九七—一一六四)の日記である。忠通は関白太政大臣忠実の長男で、白河法皇の不興をかった父にかわって関白となり、続く鳥羽上皇にも信任され、三十八年間にわたり摂政・関白を務めた。出家後法性寺に住んだため「法性寺殿」と呼ばれ、その詩歌・書は著名である。忠実が次男頼長を寵愛して忠通を疎んじ、その対立が保元の乱の一つの要因となったことは周知のとおりである。

『法性寺関白記』は散逸がひどく、その全容については不明であり、現在のところ元永二年正月(二十九日)―三月、保安四年正月(一、二、十八日)、天治二年九月(十四日)が知られているにすぎない。⁽³⁾

ここに『春除目抄』にみえる『法性寺関白記』逸文として紹介する、永久四年(一一一六)十二月―大治三年(一一二八)正月の記事は、前述のごとく「御記云」と引用されているだけであり、忠通の日記である

ことが明記されているわけではない。しかし、引用された記事は全て叙位・除目にかかわり、その大部分は、忠通が執筆あるいは撰関として携わった叙位・除目の時の記録であり、多くは記主が執筆や撰関であることが文章から明らかである。そして巻一には「保安四年正月十九日當日、御記云、^{于時関白左大臣、執筆右大臣忠実、}」という記事があり(一二頁参照)、記主が当時関白左大臣の忠通であることを示している。

三 『任官次第』について

最後に逸文の一部についてではあるが、その日付および順序の決定に利用できる史料を紹介したい。これは外題を「除目記篇目上春」、内題を「任官次第上春」とする二巻で、本所所蔵の影写本『三条西家重書古文書』一上(架番号 三〇〇一―一六―一)に収められている。下巻はなく現在の原本の所在は不明である。⁽⁶⁾

内容は長治二、永久四年(以上『殿暦』)、元永二、保安元、二年(以上『法性寺関白記』)、保延三、四、仁平元、二、久寿元、二年(以上『台記』)、安元二、治承二、三、四年(以上『玉葉』)の春除目の次第を、それぞれ記録から書き抜いている。すなわち永久四年(執筆忠通)以外は全て執筆当人の記録に拠っているといえる。そして引いている記録・年次と『春除目抄』の実例との対応、表記の共通性などから、この『任官次第』も九条良経によって著されたと考えられる(前掲別稿参照)。

参考として『任官次第』上の元永二、保安元、二年の部分掲げる。

注

(1) 『国史大辞典』第一巻(吉川弘文館)「畧召除目」の項。

(2) 『土田直鎮先生還暦記念論文集』所収(吉川弘文館 一九八四)

(3) 東山御文庫所蔵『殿記』(史料編纂所所蔵謄写本『京都御所東山御文庫記録』甲百三十六 架番号 二〇〇一―一―二八)には、保安元、二、三、四、天治元年の『法性寺関白記』逸文がみえる。ただし全て神事関係



- の記事であり、本稿で紹介する逸文と重なるものはない（岡田隆夫氏の御教示による）。また『国書総目録』の「法性寺関白記」の項に、天治元、大治二、長承四（保延元）年を含むとみえている、国会図書館所蔵の『法性寺関白記』（函架番号 わ二〇・三二五七）は、「法性寺関白記」と題されているが、天治元年は『長秋記』、大治二年は『鯨珠記』、長承四年は『平知信記』である。同じく内閣文庫所蔵の『法性寺関白記』天治二年五月六月七月全一冊（函架番号 一六一―四六）も、『鯨珠記』である（付記参照）。
- （4） 大治三年正月の逸文は、一例しかなく、また外記の兼官をやめ重ねて権少外記を任じたという記事の内容が、『中右記』大治二年正月二十日条の除目聞書と対応することから、三年は二年の誤記である可能性も考えられる。その場合下限は大治二年正月となる。ただし大治三年正月の除目についての『中右記』などの他の記録がないため断定はできない。
- （5） 三条西実義氏所蔵 昭和十四年影写
- （6） 宮内庁書陵部所蔵、柳原家旧蔵の『除目部類』一冊（函架番号 柳一三八四）は、近世の写本であるが、『任官次第』上を収めている。

『法性寺関白記』逸文

凡 例

一 本稿で底本および対校に使用した『春除目抄』の諸本は次の如くである。

1 宮内庁書陵部所蔵九条家旧蔵本（函架番号 九一二五）

卷子一巻。巻一のみ。旧表紙の見返しに「弘誓院教家卿、筆跡也、」という注記と九条尚経（一四六八―一五三〇）の継目花押があり、著者良経の次男教家（一一九四―一二五五）筆ということになる。裏に「朱器大饗事」という題の、元久二年（一二〇五）に行なわれた、良経の任太政大臣大饗の、詳細な準備記録が書かれている。以下九条本と称する。

2 陽明文庫所蔵本（函架番号 二二七―六五）

前述の尚嗣本。巻三に「建武五年正月卅日、加一見了、凡家門第一秘書也、藤原朝臣良基」という二条良基（一二三〇―一三八）の本奥書がある。九条本と同系統に属し、巻二―六が散逸する以前の九条本を底本として書写した可

能性が高い。(略号 ヒ)

3 陽明文庫所蔵本(函架番号 二二七・六六)

冊子六冊。予楽院近衛家照(一六六七—一七三六)筆の写本。卷三に尚嗣本と同じ良基の本奥書がある。九条本と同系統に属する。以下家照本と称する。(略号 イ)

4 尊経閣文庫所蔵本

卷子二卷。三条西公条(一四八七—一五六三)による『春除目抄』卷一—三の実例を主とした抄出本。底本は九条本・尚嗣本・家照本とは別系統に属する。「天文十一、三、七日」という、書写の日付を示すと思われる注記がある。以下尊経閣本と称する。(略号 ソ)

5 東京大学史料編纂所蔵徳大寺家旧蔵本

小形の冊子一冊。公条による抄出本を江戸時代に影写したと思われる。前半は『春除目抄』卷四中夜の前から三分の一ほどの実例を主とした抄出。後半は卷六の「次諸卿進挙冊」という次第の、九条本などの系統では欠落している実例(記録の引用)を、尊経閣本と同じ系統の本によって書写したものの。「右抄、五巻秘抄一覽之次、先公次第抄(実録)、(九条尚経)引合之処無相違、少々漏脱事抄之了、天文十一年三月日(公条)〔花押影〕(有勘物)」という本奥書がある。以下徳大寺本と称する。(略号 ト)

なお宮内庁書陵部には、伏見宮家旧蔵の、徳大寺本と同じ底本を江戸時代に影写したと思われる本が所蔵されている。(函架番号 伏一二八六)

一 底本は、卷一は九条本、卷二—六は尚嗣本を用いた。ただし卷六「次諸卿進挙冊」で、徳大寺本のみにみえるものは徳大寺本に拠り、*印を付した。

一 逸文は叙位・除目ごとにとまとめ、はじめにその日付と、執筆の人名・官職、および執筆が忠通以外の時には忠通の官職を掲げた。日付と執筆の人名は原則として『叙位除目執筆抄』によった。

一 逸文と対応する次第が『任官次第』に見える場合は、例えば〔初—1〕の如く注記し、初日の一番目の次第と対応することを示した。

一 原則として当用漢字を用い、読点(・)並列点(・)を施し、校訂注のうち本文に置き換えるべき文字を含むものには「」を、それ以外には()を施した。

永久四年 秋除目 十二月二十・二十一日

執筆 内大臣忠通

永久四年十一月廿一日御記云、頭弁(藤原)顯隆朝臣来、予着冠直衣、於外出居

対面、仰云、明日可有除目、諸司(藤原)可召仰、予申承了由、頭弁退、入

夜遣召左中弁(藤原)為隆朝臣・大外記師遠等、師遠即来、予着直衣冠、於外

出居召師遠於前、(藤原)散位令明事、(藤原)着衣冠召之、仰云、從明日可有除目、召仰諸司(ニヒイ)

師遠称唯、其後問除目雜事、次為隆朝臣来、又召前仰之如初、(卷一)

(第百召)仰事、

永久四年十二月御記云、宰相未立列之間、(藤原)官欲立列、仍令止之、

(立納言後東庭)永久四年十二月御記云、殿下御坐御倚子前、仰云、執筆大臣有要事之

時、此間申執政人、(藤原)臣着殿上、

永久四年十二月御記云、取笏奏院宮御申文可召之由、(藤原)隨勅許問

在座之參議、(藤原)宰相ハ誰力候と問也、(藤原)申信通朝臣・長忠朝臣等候由、予

正笏召信通朝臣、即參入、居長押子上、予仰云、院字御申文、信通退

出、(卷二)院宮御申文、

承久四年十二月御記云、信通朝臣持參院宮御申文、(藤原)以紙纏結中、予取之置硯

北、(藤原)取結緒入奏之、(藤原)參院宮御申文、

永久四年十二月御記云、袖書了、召通季朝臣、燈明、候座之參議顯然也、

仍不問、唯召之也、(藤原)書召參議下勅、

永久四年十二月御記云、予注袖、此間持參院宮御申文、予取之置硯北、

(卷二)次注袖、(藤原)書召參議下勅、

永久四年十二月御記云、功課定間予取笏候、此間漸卷大間、次封成

(三十日)初日御記云、功課定間予取笏候、此間漸卷大間、次封成

(小字)永久四年十二月御記云、功課定間予取笏候、此間漸卷大間、次封成

文、次持來定文、〔卷三 次卷〕
〔大間封之〕

永久四年十二月御記云、任人皆悉書載了後、取笏天氣書入日、〔卷六 次〕
〔大間入日〕

永久四年十二月御記云、卷大間入筥、次取成文細卷テ、文頭ヲ等シメテ封

之、了大間筥与内座之間置之、叙位了加入大間筥、取上件筥左手、推硯

於左、件大間筥ヲ置前、指笏取筥、就簾下奏之、〔其儀如關
宮帳〕御覽了返給、

功課定文
留御前指笏就簾下、給之、復座、抽笏置左、加入成文、他筥等直置テ、

指笏取筥退下、〔卷六 次〕
〔封成文〕

永久四年十二月御記云、加寄物於成文、〔卷六 次〕
〔封成文〕

永久四年十二月御記云、封成文了取笏候、〔是可有
叙位之故也〕随天氣召男共、即藏

人并雅兼參入、仰云、続紙、雅兼退出、即盛続紙二卷於柳筥持參之、

雅兼就了後奉之、予取之置座前、横、正笏候、〔卷六 叙位儀〕

永久四年十二月御記云、随仰置笏於左、取紙閉ニ繚置、〔願向座下
方纏之〕自奥卷返

〔ニ置前、今ノ卷入第
三箇〕取笏候、〔卷六 叙位儀〕

永久四年十二月御記云、摺墨染筆置筆台、取続紙書位四位下、〔權
藤原
院御給也〕

書年号月日等、了放奥、〔向座下
放之〕件紙奥入第三箇、〔卷六 叙位儀〕

元永元年 叙位 正月六日

執筆 内大臣忠通

元永元年正月叙位御記云、予起座、經宣仁・左青瑣兩門并南殿北廂・明

義門、立弓場殿北廊西第二間中央、〔藤原家忠
面南〕右將軍以下經此道、列立弓場

殿東柱下、〔柱内、北上西面、
依雨也〕參議等經此道、列立弓場殿南柱内方、〔依雨也〕

筥文外記經南殿下、立納言後庭中、不雨降、仍立庭中也、雨儀立砌中

云々、〔卷一 次外記列
立納言後東庭〕

元永元年 春除目 正月十六―十八日

執筆 左大臣源俊房

元永元年正月御記云、左府不下勘下官当年二合予、〔云々ッ〕
〔源俊房〕不參大臣給下勘之、

參入之時不勘也、〔卷二 次注袖
書召參議下勘〕

元永元年 秋除目 十一月二十九日

執筆 内大臣忠通

元永元年十一月御記云、六位外記參候小庭、予目之、外記進着軾、予仰

召仰事、〔卷一 次召外
記仰召仰事〕

元永元年十一月御記云、成文三通積之時、取院宮御申文裏紙、破之為紙

摺、但件紙捻在懷中、仍雖破不摺、用懷中紙摺也、〔卷三 成文三
通積時成束〕

元永元年十一月御記云、成文置前封之、如例、〔卷三 次調
成續封之〕

元永元年十一月御記云、卷大間入筥、封成文置同筥東頭、次取闕官帳移

入第三箇、次奏大間筥、〔卷三 次取闕官
帳二卷移入次筥〕

元永元年十一月御記云、可任者皆悉任了、書入日、〔卷六 次
大間入日〕

元永元年十一月御記云、依御氣色卷大間入成文筥、〔卷六 次卷
大間入筥〕

元永二年 叙位 正月五日

執筆 内大臣忠通

〔元永一
同〕元永二年正月叙位御記云、左大弁長忠召寄弁於宣仁門辺問之、〔藤原
〔史力〕
〔卷一 次問議
所裝束具否〕

元永二年正月叙位御記云、予起座、經柱内出自東第一間、經宜陽殿壇上

南行、入自同殿西廂、自額間入也、以此間為道事、雖無指所見、九条殿御記中、元日節會南
儀日記云、於宜陽殿西廂、群臣謝座、謝酒、了參上之時、重明親王經此
間、以下從出同廂南面、經日花門北廊西砌出同門、經同廊東面柱內、入

自議所西一間幕本自
上之、西行、更北折着座、〔卷一〕次諸
卿移着議所

元永二年正月叙位御記云、右少弁師俊入南面西第一間就軾、所司軾也、自本
敷子座南頭也

予受盃、弁取杓、予伝源大納言、次第下了、旧記云、弁・少納言相分

勅之、而今夜少納言不見、可尋、〔卷一〕次勅金

元永二年正月叙位御記云、經本道入軒廊內、出自東第二間、經階下入自

弓場殿與其北廊之作合間、立廊西第二間、〔卷一〕次大臣以下
下列立射場殿

元永二年 春除目 正月二十二—二十四日

執筆 内大臣忠通

元永二年正月〔二十三〕御記云、召外記、々々參候宜陽殿壇上、〔卷一〕次召外
〔中〕依降雨 乍居件

所問文書具否、〔卷一〕次召外
〔中〕

元永二年正月同御記云、問文書具否、外記申候由、予仰可令候之由、外

記退出、〔卷一〕次召外
〔中〕

元永二年正月御記云、議所裝束事問左大弁、々々々起座、召史問之、則

還着座、申具了由、〔卷一〕次問議
〔中〕

元永二年正月御記云、勅盃、南座右少弁師俊、入南面西第一間、着軾勸

之、予取之擬南座上藤治部卿能俊、北座少納言忠能、入自丑寅角、着

北軾勸之、右衛門督頭通取之、件盃同時勸之、只一獻也、〔卷一〕次勅金
〔中〕

元永二年正月御記云、殿下着門座給、此間予動座、〔卷二〕次開白依
〔中〕

元永二年正月御記云、燈台甚近、仍召男共頗令引去、奏闕官帳、〔卷二〕次奏闕
〔中〕

帳〔中〕

元永二年正月御記云、奏院宮給、次令信通朝臣下勘之、〔卷二〕次注袖
〔中〕

15・6

元永二年正月御記云、任名替・未給等、〔卷三〕次
〔初一〕

元永二年正月御記云、但闕官寄物入物文管奉之、〔卷三〕次闕官寄物
〔中〕

上板

元永二年正月御記云、藏人來召、此間所祗候之上達部只三人也、可取管

文之人不足、仍之官人尋他公卿候否之間、右宰相中将通季卿參入、〔卷四〕次召
〔中〕

〔外記御書文〕

元永二年正月御記云、下給大間、置笏於左方推硯笏、更取笏就御簾下、

指笏取笏、復座、技笏置左、置大間管於硯南、〔卷四〕次下
〔中〕

元永二年正月御記云、内舍人外国任了、次令頭弁頭隆朝臣召轉任・宿官

勘文、則奉之、令覽殿下、返給、入成文管、兼国勘文殿下給之、〔卷四〕次召
〔中〕

〔中一5・6・7・8〕

元永二年正月御記云、任宿官、加成文、〔卷四〕次任
〔中一10〕

元永三年正月御記云、先任諸道年舉、〔卷四〕次任
〔中一12〕

元永二年正月御記云、次任諸院年舉、今年可任所々問外記、〔卷四〕次任
〔中一13〕

元永二年正月御記云、闕官寄物入大間管、奉御所退出、昨日同之、〔卷四〕次
〔中一15〕

元永二年正月御記云、轉任勘文入大間管、〔卷四〕次
〔中一15〕

元永二年正月入眼、御記云、今夜京官未給不下勘、依不可任也、〔卷五〕次
〔中一15〕

元永二年正月御記云、文章得業生一人・明經得業生并問者生兩人任之、〔卷五〕次
〔中一15〕

但算得業生不任、〔卷五〕次任
〔中一15〕

元永二年正月御記云、課試任了、次召男共令召頭中将宗輔朝臣、召滝口・

所衆勞帳、予取之奉殿下、々々御覽了返給、暫入成文管、任轉任、

〔卷五 次召〕 〔入一5・6・7・8〕

元永二年正月御記云、宗輔朝臣持来旁帳、件文二通可卷一礼紙、而有各別懸紙、違例、予取之奉殿下、〔卷五 次召〕 〔入一6・7〕

元永二年正月御記云、任受領了、諸卿一々進奉、予取之置前、皆取置後、置笏推硯奏之、即復座、〔卷六 次召〕 * 〔入一11・12〕

元永二年正月御記云、受領了、書入日、〔卷六 次召〕 〔入一11・13〕

元永二年正月御記云、受領了、殿下為逢院御使起座給、此間調成文等、

天明奏聞大間、〔卷六 次召〕 〔入一11・14・16〕

元永二年 秋除目 十一月二十七日

執筆 内大臣忠通

〔元永〕 同二年十一月御記云、外記跪小庭、〔卷一 次召外〕 〔藤原忠實〕 六位也、大外記能遠依、所勞良久不出仕、予目之、外記着軾、

予仰詞如頭中將、〔卷一 次召外〕 〔藤原忠實〕

元永二年十一月御記云、召外記、則參候小庭、予仰云、箱文候、〔今度不召就軾〕

外記退下、〔卷一 次召外〕 〔藤原忠實〕

元永二年十一月御記云、參上、候殿上、于時殿下令候朝餉給、仍密々以

藏人申上達部參上由、藏人婦来云、顯隆朝臣為院御使參入、有沙汰事

云々、殆及二時、殿下經下戸并大盤輿、着御前座給、〔卷一 次大〕 〔藤原忠實〕

元永二年十一月御記云、袖書中間奏院宮御申文、引裏紙置硯北、次下勘

袖上申文、〔卷二 次取院宮當〕 〔藤原忠實〕

元永二年十一月御記云、任課試等後、隨殿下仰、書載可任之者於大間、

無次第、〔卷五 次任〕 〔藤原忠實〕

元永二年十一月御記云、任課試等了後、隨殿下仰、書載可任之者於大間、

無次第、〔卷五 次任〕 〔藤原忠實〕

元永二年十一月御記云、取筥出殿上授清書上卿、〔新中納言〕 殿上御倚子前、

開大間人々見之間、小板敷・小庭辺狼籍也、仍自仙花門退出、〔卷六 大〕 〔藤原忠實〕

〔藤原忠實〕 間筥出殿上授清書上卿退出

元永二年十二月御記云、〔藤原忠實〕 〔云々〕 〔源〕 左相府俊房被候除目之時、申文ヲ

平ニ被卷、而予參故殿之次申此事、仰云、是誠無階之事也、下藹所為

也、立文ヤ又如申文キナトモ、円ニ可卷也、押平メタルハ別様事也云々、

〔卷三 次調〕 〔成柄封之〕

保安元年 叙位 正月六日

執筆 内大臣忠通

保安元年正月叙位御記云、少納言公章入自良角、南行着軾、北座勸盃還

々、問左大弁之処、公章申云、存一人之由不勸也、仍催之、則実光勸

盃於北座、〔卷一 次勸盃〕 〔藤原忠實〕

保安元年正月叙位御記云、欲列弓場殿之間、隨身発前音、而不可発之由

有殿仰也、〔卷一 次大臣以〕 〔藤原忠實〕

〔藤原忠實〕 下列立射場殿

保安元年 春除目 正月二十六―二十八日

執筆 内大臣忠通

保安元年正月御記云、催勸盃、右中弁雅兼於幔外云、少納言不候云々、

仍予仰大弁云、弁一人何事有哉、雅兼朝臣勸盃於南座、予伝盃於経実

卿、〔卷一 次勸盃〕 〔藤原忠實〕

保安元年正月御記云、闕官筥返給之後、不返入四所籍於本箱、取殿御氣

色所為也、〔卷二 次〕 〔藤原忠實〕

保安元年正月御記云、院宮御申置笏奏之、〔文イアリ〕可指也、然而取殿御気色、用此説也。返給、復座、〔卷二〕參議持〔初一・七〕
〔參院宮御申文〕

保安元年正月御記云、四所任了、取院宮御申文、引裏紙入第三笏、並置御申文於硯北、次殿下給可袖書申文等、〔卷二〕次取院宮當〔初一・八・九・十〕
〔年給引裏紙並置〕

保安元年正月御記云、殿下給當年內給并公卿當年給・同未給・同名替・任府返上申文等、置內給・任府返上等於硯東、自余書袖書、〔卷二〕次取〔初一・十・十一〕
〔符〕
〔於執〕
〔藤原〕
〔白給諸申文〕

保安元年正月御記云、引裏紙了、殿下給申文等、書袖書、召信通卿令下勸、〔藤原〕〔初一・九・十・十一〕
〔欲召左大弁之知、説不与之狀、仍召件卿也、參入等相只二人、仍一身而從〕
〔書召參議下勸〕

保安元年正月御記云、院宮當年給中、有二分代內舍人申文等、仍入成文笏、今夜不可任之故也、〔卷三〕次任〔初一・十三〕
〔院宮當年給〕
〔顯仁親王崇徳天皇〕

保安元年正月御記云、今度若宮初預巡給、而件請文書樣甚狼籍、然而初度不加難任但馬掾、後一條院并後朱雀院、初預巡給御之日被任件國、彼時御堂奉仕執筆給、件請文右大弁顯隆書獻云々、〔卷三〕次任〔初一・十三〕
〔藤原〕
〔之〕
〔公卿當年給〕

保安元年正月御記云、上召使任了、功課定間任諸道年掌、〔件文多明日任之、然可隨便宜也、〕〔初一・十四・十五〕
〔卷三〕或任諸
〔道諸院年掌〕

保安元年正月御記云、任諸道掌了、次持參下勸之申文、〔一通依有誤、不奉云々〕任名替、自余不任、〔卷三〕次持〔初一・十五・十六・十七〕
〔參下勸文〕

保安元年正月御記云、勸進文置硯東、任名替、自余申文等入成文笏、〔卷三〕次〔初一・十七〕
〔任勸進文〕

保安元年正月御記云、大間・成文入笏了、取出關官帳入第二笏、〔卷三〕次取關〔初一・十八〕
〔官帳二卷〕
〔移入次笏〕

保安元年正月御記云、院宮當年御給申內舍人之文・所令下勸之文等加入大間笏、〔卷三〕次取關官〔初一・十九〕
〔帳二卷移入次笏〕

保安元年正月御記云、功課定文加入大間笏、〔卷三〕次取關官〔初一・二十〕
〔帳二卷移入次笏〕

保安元年正月御記云、置笏於座前、推硯於件笏跡、挿笏取大間笏就御簾下、以左手褰御簾奉笏、拔笏復座、置笏直置笏等、了後揖退出、〔卷三〕次〔初一・二十一〕
〔奏大間〕
〔管退下〕
〔二十八日〕

保安元年正月御記云、召外記、為問文書具否召官人、退來之間藏人來召、〔卷四〕次召外〔初一・二十二〕
〔記問文書具否〕
〔公卿未給・同〕
〔去夜成殘〕

保安元年正月御記云、奉仰任昨日成殘申文、〔公卿未給・同〕〔初一・二十三〕
〔二合書也〕
〔去夜成殘〕

保安元年正月御記云、先任成殘、次頭官掌、次以左大弁令下勸內給未給、項之持參之、則任之、〔卷四〕次〔初一・二十四・二十五・二十六〕
〔項〕
〔令一〕
〔三通成殘〕

保安元年正月御記云、殿下之奏給、件文留御所、〔卷四〕次〔初一・二十五〕
〔頭官掌〕
保安元年正月御記云、任文章生外國、而暫不可任之由有殿仰、仍先任一人返入本笏、〔卷四〕次任〔初一・二十六〕
〔文章生外國〕
保安元年正月御記云、宿官任了、可然京官一兩任之、〔卷四〕隨時早晚任〔初一・二十七〕
〔可然之京官少々〕

保安元年正月御記云、宿官任了、可然京官一兩任之、〔卷四〕隨時早晚任〔初一・二十七〕
〔可然之京官少々〕

保安元年正月御記云、次封成文、不切昨日結緒、加入大間笏、〔卷四〕次〔初一・二十八〕
〔封成文〕

保安元年正月御記云、依仰任可任者、夜前不任之文章生外國二人任之、〔卷五〕若有成殘〔初一・二十九〕
〔申文者先任之〕

保安元年正月御記云、任成殘了、任諸道課試及第勸文、〔卷五〕次任〔初一・三十〕
〔課試及第者〕
保安元年正月御記云、任文章生散位旁帳、了返入本笏、〔卷五〕次任〔初一・三十一〕
〔散位〕
〔自解加成文〕

保安元年正月御記云、任京官等、成束、召頭弁、〔伊〕通令召旁帳、則盛柳筥持參、覽之、殿下返給、加成文、〔卷五〕次召旁〔初一・三十二〕
〔口所旁帳〕
保安元年正月御記云、民部丞一人叙爵云々、而殿下被仰云、件民部丞可

取闕者、予申云、件殿下仰云、尤可然、如此事可記置也者、仍記之、
〔卷五 次任 〔殿下仰〕〕

〔卷五 次任 〔殿下仰〕〕

保安元年正月御記云、書案、次公卿一々持參拳、予取集之置前、置笏推

硯、就御簾下奏之、〔件文留 御所〕次有定、〔新叙可任 文章生事〕〔卷六 次請 〔御進奉冊〕〕*〔入11・12〕

保安元年正月御記云、卷大間入成文筥、取出成文置同筥東頭、置筥於前

押硯、指笏奏聞之、返給、復座、置筥於前、置笏置筥於本所、封成束、

〔卷六 奏大 〔問返給復座〕〕〔入13・14〕

保安元年正月御記云、今夜寄物不加成文、〔卷六 次 〔封成文〕〕

保安元年正月御記云、大間筥置前、指笏取筥、深揖退出、於御倚子前、

授藤中納言宗忠、〔卷六 次取大間筥出 〔殿上授清書上卿退出〕〕〔入15〕

保安元年正月廿九日御記云、今朝外記持來大間・成文・硯等、申云、清

書上卿示云、清書之時被遷藏人盛行於左衛門尉、右也、依仰也者、〔卷六 清 〔書外記持來大間成文 硯墨筆等於執筆亭〕〕

保安二年 春除目 正月二十二・二十四日

執筆 内大臣忠通

保安二年正月御記云、少納言不候、仍弁相分勸盃、〔卷一 次勸盃〕

保安二年正月御記云、予昇小板敷、暫居御倚子前、〔奧座 南面〕則着御前座、

〔卷一 次大 〔臣着殿上〕〕

保安二年正月御記云、予直着第一円座、〔藤原忠実 〔殿直着執筆座 長治二年除目 〔殿直着執筆座 給准彼例所着也 彼時執政也〕〕〕〔卷二 次 〔召内大臣〕〕

〔初1〕

保安二年正月御記云、依仰奏闕官帳如例、但依不敷執政円座、〔長治 例〕推硯

於右之後、引寄闕官筥於座前、更又披見、指笏奏聞如例、返給、後本

座、置闕官筥於本所之後、引寄硯筥取笏候、〔卷二 次 〔奏闕官帳〕〕〔初2〕

保安二年正月御記云、任内豎三人之後、召右宰相中将顯雅卿、〔源 當座第一 召 參議〕

院宮御申文、〔卷二 次召 〔院宮御申文〕〕〔初5〕

保安二年正月御記云、返給院宮御申文、未直硯筥之前、下給大束申文、

置笏進就簾下、取之復座、暫置第一筥東方、引寄硯筥了後、置硯筥北、〔2〕

〔卷二 先是給 〔諸申文於閣白〕〕〔初7・8〕

保安二年正月御記云、内給任了、次令參議下勘院宮公卿給、〔卷二 次注袖 〔書召參議下勘〕〕

〔初9・10〕

保安二年正月御記云、任当年給之後持參、今夜不任、〔卷三 次持 〔參下勘文〕〕〔初

11・12〕

保安二年正月御記云、任当年給之後、持參下勘申文、夜及殘更、仍今夜

不任、〔卷三 次 〔任勘進文〕〕〔初11・12〕

保安二年正月御記云、今夜寄物如本入硯筥、〔卷三 次闕官寄物如 〔本卷返入硯筥小板上〕〕

保安二年正月御記云、下賜大間筥、推硯筥於右方、進寄御簾下、挿笏取

筥復座、置筥於昨日所、〔卷四 次下 〔給大間筥〕〕〔中2〕

保安二年正月御記云、給大間筥、復座、未引寄硯筥之間、下給大束申文、

置笏進寄、取之復座、暫置大間筥東方、引寄硯筥之後、移置大束申文

於座前、取笏候、〔卷四 此間賜御硯 〔寫盡申文於閣白〕〕〔中2・3〕

〔保安 〔保老 同二年正月御記云、依仰任昨日成殘、昨日不任、〔卷四 次任 〔去夜成殘〕〕〕〔中5〕

同二年正月御記云、殿下当年二合御申文之下勘、辭閑白職了後被進申文

否之由、有沙汰之間、昨日不被進、今日追被付職事也、〔卷四 及 〔三通成束〕〕〔中

17〕

保安二年正月御記云、源大納言持參拳、予取之置前、置笏推硯筥於右、

取文就簾下進之、取笏候、御覽了返給、置笏取文復座、加申文於大束

中、〔目録留御所 〔卷四 次 〔頭官等〕〕〕〔中16〕

保安二年正月御記云、文章生藤憲光、不候二所之者中第一薦也、仍可外

國、然而件人若宮藏人也、仍以職事問外記、申依時恩不外國之由、仍

任其外三人、〔卷四 次任 文章生外國〕〔中—7〕

保安二年正月御記云、在直廬之間師遠持来云勘文、転任勘文不載民部、

尋其近之処、申云、叙位之時大丞不叙爵、少丞依上日上臈、入省奏叙

爵、大丞不闕、不可有転任ノ故也、予又問云、依本官勞叙位之輩、入

宿官勘文也、而不經大丞横叙位之者、何入当官哉、師遠申云、仰旨尤

可然、但雖少丞入有叙者、先例入宿官勘文也、〔卷四 次召転任 宿官兼國勘文〕〔中—10〕

保安二年御記云、仰頭中将召転任・宿官・兼國勘文、則持参之、暫入成

文筥不奏之、〔卷四 次召転任 宿官兼國勘文〕〔中—9・10〕

保安二年正月御記云、兼國任了、指加件勘文於大束申文、〔卷四 次任 議以下兼國〕〔中—11〕

保安二年正月御記云、任宿官、加成文、〔卷四 次任 新叙宿官〕〔中—12〕

保安二年正月御記云、推硯筥於右、挿笏返上大間、了復座、〔卷四 次奏 大間筥退下〕〔中—20〕

保安二年正月御記云、奏大間、復座、置笏更返上大束申文、次引直硯筥

退出、〔卷四 此間問白返上 御硯筥蓋御申文退下〕〔中—20・21〕

保安二年正月御記云、最前下勘京官未給、暫之進之、然而件文不任、

〔卷五 或今夜 最前下勘之〕〔入—2〕

保安二年正月御記云、任課試了、任諸道挙等如例、〔卷五 次任 新任京官〕〔入—4・5〕

保安二年正月御記云、諸道挙任了、課試之後被任之、仰頭中将宗輔朝臣召勞

帳、則持参之、〔盛柳筥〕予取之〔不取 筥〕暫入成文筥、〔卷五 次召 口所樂勞帳〕〔入—4・5・6〕

保安二年正月御記云、事漸了間、取笏候御気色、可奉受領挙之由仰第一

納言、〔先召居人々於 座後 仰之〕〔卷六 次 受領挙〕〔入—9〕

保安二年正月御記云、諸卿着議所之間、書受領案於大間礼紙、〔卷六 華間 書受領案〕〔入—10〕

保安二年正月御記云、任了、卷大間先書入日、〔卷六 次 大間入日〕

保安三年 叙位 正月六日

執筆 右大臣源雅実

関白内大臣忠通

保安三年正月叙位御記云、丞相着座後暫相待、不被参御前、仍予示気色、

則丞相經上戸・年中行事障子北并簀子等、被着御前座、予同経此道着

座、〔卷一 次問白及 大臣着御前座〕

保安三年 春除目 正月二十一—二十三

執筆 右大臣源雅実

関白内大臣忠通

保安三年正月御記云、依御物忌人々参籠於直廬、頭中将宗輔・頭弁伊通

内覧申文、次予参御前、頭頼来示可覧申文之由、退起於鬼間見之、〔藤原 藤原 藤原 卷一 且職事内 覽申文〕

保安三年正月廿一日御記云、主上御簾中、職事挿申文於杖、候馬形障子

下、〔鳥羽天皇〕

主上令咳給、称唯参進、就御簾下指入文杖於簾中、主上取文給之後、

取杖小退候簾前、一兩通御覧了、頗令指出給、置杖取之、退居本所、

結申一兩通退出、〔卷一 次於 朝餉奏聞之〕

保安三年正月御記云、藏人欲召之処、丞相〔雅実〕示暫不可召之由、被着議

所云々、此事不審、可尋、〔卷一 次 藏人来召〕

保安三年正月御記云、筥文公卿着座畢、参議不着座、予催之、立弓場列

参議不被催可着之、遅々為奇、〔卷一 次不取 筥文之人着座〕

保安三年正月御記云、〔卷二〕次執筆、御覽之間敬折甚深、如何、〔卷二〕次奏謝官帳、
保安三年正月御記云、〔卷二〕次雅美、摺墨之後、更又取笏、候天氣之後、任四所、

此事可尋、〔卷二〕次內覽三人

保安三年正月御記云、〔卷二〕次雅美、寄物突点、如本卷返之入硯筥、又取出突点返

入、每度如此、時刻推移因緣也、〔卷二〕次內覽三人

保安三年正月御記云、〔卷二〕次執筆雅美、承相取御申文取副笏、依文數多難取掌中、

仍以左袖被抱之、以右手推硯了後、以左右手取之奏聞、〔卷二〕次參議持

保安三年正月御記云、執筆給院宮御申文、復座了間下給御硯筥蓋申文、

其儀、以件筥蓋令推出御簾給、予置笏於、〔卷二〕次以左手褰御簾、以右手取筥

蓋置座前、〔卷二〕次予座与御簾之間甚近、仍不不膝行也、撰出今夜可任之

申文等置座前、〔卷二〕次當年內給・公卿當年給・諸申文於閣白

保安三年正月御記云、〔卷二〕次執筆、諸未給・名替等早可勘也、而先被任院宮給、

若是彼家故実歟、〔卷二〕次書召參議下勘

保安三年正月御記云、〔卷二〕次執筆雅美、取成文置同筥、〔卷二〕次大字、

置硯筥北封之、常習也云々、〔卷二〕次成柄封之

保安三年正月御記云、奏大間復座、直筥之間、予置笏返上硯筥申文、以

左手褰簾、以右手返上之、執筆被退出、次予退下、〔卷二〕次此間閣白返上

保安三年正月御記云、執筆、〔卷二〕次少々見了、日左大將給之、〔卷二〕次藤原家忠

保安三年正月御記云、執筆、〔卷二〕次披見目六許、了相加申文被与予、〔卷二〕次次顯官

〔家〕

同三年正月御記云、予見目録了置前、問執筆、〔卷二〕次云、予可奏歟、將貴殿

可令奏給歟、取出次第被見之後被示之、只可奉閣白之由、所見次第也、

仍予置笏左方、以左手褰御簾、以右手、〔卷二〕次御覽返給、〔卷二〕次顯官奉

保安三年正月、御記云、召頭弁被召転任・宿官勘文、則持参、披見被

入成文筥、又被召兼国勘文、兩度召之、如何、則持参、見了給予、々

見了返授執筆、〔卷四〕次召転任

保安三年正月御記云、執筆奏大間筥復座、次予返上硯蓋申文、〔卷四〕次此間閣白返上

硯筥蓋御

保安三年正月御記云、任成殘、可任之申文授与執筆、〔卷五〕次此間閣白撰給

保安三年正月、御記云、先任成殘、次勘進院宮內官未給去夜、被任、依

当巡前齋院給任之、又大后御給令任之、雖不當巡、自宇治依被仰、予

所举申也、〔卷五〕次新任京官

保安三年正月御記云、任人及半分ノ間、執筆、〔卷五〕次召勞帳、即持参之、執

筆取之入成文者、不被見下官、〔卷五〕次召勞帳

保安三年正月御記云、〔卷五〕次執筆雅美、受領拳間任受領、上達部未帰参之前任公

卿、〔卷五〕次大納言・中納言・任公卿

保安三年 秋除目 十二月二十一・二十二日

執筆 右大臣藤原家忠

閣白左大臣忠通

保安三年十二月御記云、職事等覽申文、先令左少弁実光内覽、申文挿杖

結申如例、是私家申文也、凡除目之時、所望人執柄人并執筆大臣ニ付

申文也、件実光執筆家司也、〔卷一〕次早且職

保安三年十二月御記云、〔卷一〕次執筆、為奏闕官、移置件筥文書於次筥之間、取一

通、被移入、或云、一度ニ兩三通ヲ取テ移入云々、〔卷二〕次奏謝官帳

保安三年十二月御記云、〔卷二〕次宗忠、返給同筥、復座、筥等如本置之後被拔笏、

或云、拔笏之後引直筥也、〔卷二〕次奏謝官帳

保安三年十二月御記云、〔卷二〕次執筆、件紙撰取出之時、先破紙表撰儲之由、竊自

懷中取出云々、而不被破紙、凡件紙撰隨身参入、近代例云々、〔卷三〕次成文三

通續時
成束時

保安三年十二月御記云、執筆去十七日任大臣次昇進之公卿兼官今夜被任

也、（源）參議師時還任右中將、件人又任皇后宮權大夫、仍兩所載大間也、

權大夫所^二被付兼字、中將所^二不付之、此事先例可引勘也、一度^二任

兩官恒事也、但多是本官与兼官也、其時本官^二付兼字之由見或書、然

而引檢故大間之處、兩所共不被付兼字、情案事情、理可然歟、是

大間面兩所顯然、不可有不重之故也、今本官之上任兩兼官、本官不見

大間面、仍付兼字歟、可付何官哉、可尋先例、（卷六）次

保安三年十二月御記云、執筆伊与守長実叙從三位、書樣違例、先書位其

傍書姓、了名[□]一行被書之、如何、（卷六）次

保安三年十二月御記云、執筆放殘紙被入硯篋、可入第三篋歟、（卷六）次

保安四年 春除目 正月十九—二十二日

執筆 初夜右大臣藤原家忠

中夜・入眼太政大臣源雅実

関白左大臣忠通

保安四年正月御記云、以藏人清兼召諸卿、帰来云、召仰之間也、予於直

廬召仰已了由告之、（卷一）次

保安四年正月十九日 当日、御記云、執筆於宿所着裝束、召大外記

師遠、則来候簀子、予目之、進来近候、予仰云、自今夜除目可有也、

召仰諸司文書令具者、称唯退出、次召弁雅兼、（源）左中弁 仰云、自今夜可有

除目、召仰諸司、（中）微音称唯退出、件召仰事、去冬并今月六日除位、

皆依日次不宜自不奉行、今日已吉日也、仍於直廬召仰也、雖執柄為左

大臣之時召仰也、（先例也）之由、大臣於陣欲仰召仰云々、予於直廬召仰已了、

（卷一）執筆大臣

（者或於直廬仰召仰事）

保安四年正月御記云、（二十二日）入眼、着御前座、簀子敷雨湿、仍相国取下襲裾被

參進、予同之、（卷一）次

保安四年正月御記云、（源）被封成文之時、固結之後、四五通許追被差加、

為固封歟、此說可然、（卷三）次

保安四年正月御記云、（宗）院宮御給成殘并外記所勘進之文、被返授下官、違

例也、（卷三）次

同四年正月御記云、（保）抽一兩披見、被示云、皆見給へ、時刻推移な

ん、かう様にて候、如何、予答可然之由、（卷四）次

保安四年正月御記云、于時御前座無人、仍予仰參議、令召候人々於座、

參議召易共伝催之、（卷四）次

同四年正月御記云、件拳或関白伝奏、或執筆自奏之也、仍示合執筆之、

被答右覺之由、仍予奏之、（卷四）次

保安四年正月 雅実、御記云、執筆召頭弁召三勘文、被授予、披見之、転任

・宿官勘文不書日、仍示其旨於執筆、勘文等皆返与執筆、々々令頭弁

返給外記、則書入日返上、（卷四）次

保安四年正月 雅実、御記云、兼國中近江・備中等權守介依仰任之、今年大

嘗会時可預加階、仍殊撰人被仰也、不然之時任外記、例強不奏事由所

任也、依非重官也、（卷四）次

保安四年正月 雅実、御記云、勘文不載藏人、執筆問下官云、返給可之書入

歟、予答云、或載之、或又不載之、雖不載非殊過失也、仍不返給、

（新叙宿官）

保安四年正月 雅実、御記云、京官未給或今夜下勘之、或又明夜也、予撰出

件文、雖待執筆命、今夜無其沙汰、仍不授之、（卷四）次

保安四年正月 雅実、御記云、公卿子息以二合申諸司助申文可被下勘、而不

被勘之者、被問合子、々答慥不覺之由、為見彼人所為也、執筆以雅兼

被問外記、々々申不被勘之由、如何、〔卷四 次下勘院宮内
官未給予息二合等〕

保安四年正月〔雅実〕御記云、算得業生兩人頗有論申事云々、仍令頭弁問外

記、依外記申被任了、〔卷五 次任
課試及第者〕

保安四年正月御記云、〔執筆雅実〕数輩申一官之時不成之、申入外記管云々、

而被返授予、如何、〔卷五 次任
転任頭官〕

保安四年正月御記云、〔執筆雅実〕執筆奏受領拳、正笏不復座、主上密々令問予

給云、先々不返給、如何、可返給歟、予申云、件文留御所之文也、執

筆漏聞此旨、被問予云、不可返給歟、答不慥覺之由、執筆聞見次第、

則被復座了、被思忘歟、〔卷六 次諸
卿進等冊〕 *

保安四年正月御記云、右府〔マ〕雅実、召左金吾於御前給大問、是宿老執筆之說

云々、〔卷六 次取大問舊出
殿上授清書上願退出〕

保安四年 秋除目 十二月十九・二十日

執筆 参議左大弁藤原為隆

撰政左大臣忠通

保安四年十二月御記云、〔執筆
為給、〔隆〕〕今夜大問頗被引乱、先賢所誠云々、〔卷二
次任内〕

〔人三〕

保安四年十二月御記云、参院、以頭弁令申云、兩院給尻付何様可候哉、〔源雅兼
御ソアリ〕

此事執筆沙汰也、而去叙位之時、執筆為隆無兼日案、卒爾相儀〔論ノ
白河〕法皇

ヲハ院ト書、〔鳥羽上皇
為羽上皇〕俗院ヲハ新院ト書了、今度可被定仰歟、頭弁先申新院、依

仰申法皇了、仰云、新院有何事乎、〔卷三 次任
院宮当年給〕

保安四年十二月御記云、〔為隆〕紙撚破申文奥、二重若四重許推折破之云々、

而乍広破之、如何、〔卷三 成文三
通積時成束〕

天治元年 春除目 正月二十一・二十二日

執筆 参議左大弁藤原為隆

撰政左大臣忠通

天治元年正月御記云、無当年内給申文、召問頭中将之處、申云、内給所

沙汰人等被仰下、仍不出申文也者、〔卷三 次任
当年内給〕

天治元年正月御記云、文章生第二者頗有哀憐、仍不之外国、第一・三・

五之任之、第四候院文殿之故不任之、〔卷四 次任
文章生外国〕

天治二年 春除目 正月二十六・二十八日

執筆 参議左大弁藤原為隆

撰政左大臣忠通

天治二年正月御記云、〔ツ小字〕為隆封大間書、懸紙ヲハちかへ之卷タルカ、〔ツ小字〕シタ

、カナル也、不然ハスヘリテ中文の落也、而チカヘスシテ卷之、又紙

撚甚細、〔卷三 次卷
大間封之〕

天治二年正月〔為隆〕御記云、兼国中右大弁雅兼内々申越前權守、又医士重

基申同權介、仍雖不載勘文、令任所望国、〔卷四 次任参
議以下兼国〕

天治二年正月御記云、兩秀等〔知通・有盛〕可兼国等、去夜皆被任他人給了、

凡遍ク国々等濂ク可任也、一国ヲ闕モ無ク任尽シレハ、後夜必可任件国

之者出来時、如此事出来、未練之上、不知口伝之所致歟、〔卷四 次任参
議以下兼国〕

天治二年正月〔為隆〕御記云、不撰入申文之者、或又不進申文之者多被任、

仍新令書申文、任間隨書出頭弁持来、〔卷五 次任
新任京官〕

天治二年正月御記云、侍從中納言実〔藤原〕二分代申内舍人、被任之、〔卷五
次任新〕

前年院号最初、兩院御給尻付可混雜之由奏聞之日、可書新院之由、有
法皇仰、而其後未被書新字、因茲常雜亂、〔卷三 次任〕
〔院宮當年給〕

大治二年正月御記云、為隆去夕所下勸之申文未獻、先例不待召、議始則
奉之、而遲々、仍仰執筆之尋之、則獻之、〔卷四 下勸文去夜不
持參者今夜最前進之〕

大治二年正月御記云、文章得業生有光・資憲載文章生歷名并兼國勘文、
予以頭弁問師遠云、付何方可任哉、若付兼國勘文可任者、文章生外國
〔源雅兼〕
只一人歟、將又除彼二人之外三人歟、申云、件兩人付勘文可任也、外
國三人可任者、〔卷四 次任〕
〔文章生外國〕

大治二年正月御記云、受領拳、人々復座、須人々座定則進授也、而貫首
頭雅卿有待召之氣色、師時卿教云、不可待召者、爰一々進了、〔卷六
次諸卿
進奉〕
冊進奉

大治三年 春除目 正月二十二—二十四日

執筆 參議左大弁藤原為隆
撰政左大臣忠通

大治三年正月御記云、可転任之外記遭葬、仍無転任事、權少外記重被任
也、寛治之比有此例云々、〔卷五 次任〕
〔転任顯官〕 ○注〔4〕參照。

〔參考〕『任官次第』上

〔朱、以下同〕
元永二年 即御記
初日

1 着円座
3 任四所

2 繆大間
4 召院宮御申文

5 奏同御申文

7 任当年内給

9 任名替未給等無他下勸文

中日

1 着円座

3 繆大間

5 任内舍人外国

7 件勘文覽関白返給入成文宮

9 任兼國

11 令拳申顯官

13 任諸院拳

15 奏大間筥

入眼

1 着円座

3 繆大間

5 任課試及第

7 以件勞帳覽殿下返給入成文

9 受領拳

11 任受領

13 書入日

15 卷大間依美濃國司沙汰暫遲々

17 出殿上授清書上卿

保安元年 同御記
初日

1 着円座

6 下勸袖書文

8 任院宮當年給

10 卷大間奏之

2 下給大間

4 任文章生外国

6 召転任宿官勘即奉之〔文脱〕

8 関白給兼國勘文

10 任宿官

12 任諸道拳

14 卷大間封成文

2 下給大間

4 任文章生散位

6 召滝口所衆勞帳即献之

8 任転任

10 書案

12 奏拳冊

14 調成文

16 奏聞大間

2 奏闕官帳四所籍不返入一宮

- 3 繆大間
5 内豎三人之後召院宮御申文
7 奏院宮御申文
9 引院宮給裏紙並置
11 注袖書下勘
13 任院宮當年給
15 任諸道拳
17 任名替 自余不任
19 封成文
中日
1 着円座 第一
3 繆大間 先令直掌燈
5 令拳頭官
7 任内舍人外国
9 召転任宿官勘文 持參寛殿下返給
11 可然京官一兩任之
13 封成文
入眼
1 繆大間
3 任課試及第
5 任転任
7 成束
9 返給任之
11 此間書案
13 卷大間入筥奏聞復座
15 取筥出殿上授清書上卿

- 4 任四所
6 任四所殘
8 重任四所殘
10 殿下給申文等 内給并任符返上不勘
12 任当年内給
14 任上召使
16 持參下勘文
18 封大間
20 奏聞
2 下給大間
4 任成殘 公卿未給二合
6 下勘内給未給 頃之持參即任之
8 任文章生外国 二人不任依殿仰也
10 任兼国宿官
12 封大間
14 奏聞
2 任成殘 去後不任了文章生外国也
4 任文章生散位
6 任諸京官
8 召滝口所衆勞帳 寛殿下
10 受領拳
12 次進拳冊
14 封成文加入

- 保安二年 同御記
初日
1 着円座 直着第一座
3 繆大間
5 内豎三人後召院宮御申文
7 未直硯之間下給大束復座
9 任当年内給
11 任院宮公卿当年給
13 卷大間封之
15 奏聞
中日
1 着円座
3 未直硯之間賜大束
5 任成殘
7 任文章生外国
9 召転任宿官兼国勘文
11 任兼国
13 任諸道拳
15 此間任可任者
17 先是下勘殿下二合 今日被進
19 封成文
21 返上大束
入眼
1 着円座 次々儀如何
3 任文章生散位
2 奏關官帳
4 任四所
6 即奏聞復座
8 任四所殘
10 下勘袖書文
12 持參下勘文 依及深更不任
14 封成文
16 返上大束
2 下給大間
4 繆大間
6 儲成束
8 任内舍人外国
10 即持參 転任宿官入成文筥
12 任宿官
14 令拳頭官
16 進頭官拳 即奏聞返給加大束
18 奏頭官拳後卷大間封之
20 奏聞
2 下勘京官未給 然而不任
4 任課試及第

- 5 任諸道掌
- 7 任滝口所衆
- 9 令掌受領
- 11 任受領
- 13 卷大間入筥
- 15 返上大束直硯
- 17 賜大間筥於清書上卿 召御前給之
- 6 召二所勞帳即進之 暫入一
- 8 任転任
- 10 書案
- 12 奉掌即奏聞
- 14 奏聞返給
- 16 封成文

〔付記〕 東洋文庫に所蔵される、広橋守光書写の「台記除目拔書奥雜事抄」一冊（函架番号 一〇―四四五）には、元永二年―大治元年の『法性寺関白記』と思われる逸文がみえる。この逸文については稿を改めて紹介する予定である。なお、宮内庁書陵部には、守光書写本の写本「台記抄 春除目下」一冊（函架番号 三五〇―二七三）が所蔵されている（『図書寮典籍解題』統歴史編 一五四頁参照）。